

第71回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

次 第

日 時：令和3年8月25日（水）

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
640人	487人

8月 累積新規感染者数 (8月24日現在)	7月 累積新規感染者数
1523人	210人

指 標	8月24日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 66.9人 <直近1週間(8/18~8/24) 640人 >
② 感染経路不明者数の割合	44.2% <①の 640人 のうち感染経路不明は 283人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	1.3 <先週1週間(8/11~8/17) 487人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	56.8% <入院患者 133人 / 病床234床>
〃 (入院医療：入院率)	16.7% <入院患者 140人 / 療養者数 838人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	28.6% <重症患者 8人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 87.7人 < 838人 [入院 140人、宿泊療養等 698人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	9.4% <陽性 640人 / 検査数 6779人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

香川県の感染者の状況等（8/1～8/22発生分）

n=1338

資料 1 - 2

○性別

男	728人	54%
女	610人	46%
計	1338人	100%

○年代

10歳未満	107人	8%
10歳代	182人	14%
20歳代	341人	25%
30歳代	247人	18%
40歳代	205人	15%
50歳代	155人	12%
60歳代	56人	4%
70歳代	30人	2%
80歳代	12人	1%
90歳以上	3人	0%
計	1338人	100%

【参考】

○療養状況（8/22時点）

入院	164人
宿泊療養	95人
自宅療養	118人
調整中	437人
計	814人

○リンク有無

特定※	735人	55%
不明	603人	45%
計	1338人	100%

○感染経路（上記※内訳）

同居家族	359人	49%
知人との交友活動	158人	21%
職場	123人	17%
親族	58人	8%
医療・介護等施設	6人	1%
保育施設	6人	1%
ビジネス	6人	1%
学校	3人	0%
調査中	16人	2%
計	735人	100%

○県外歴

有	288人	22%
無	1050人	78%
計	1338人	100%

○外食・会食

有	520人	39%
無	818人	61%
計	1338人	100%

○居住地

高松市	726人	54%
丸亀市	151人	11%
坂出市	56人	4%
善通寺市	18人	1%
観音寺市	60人	4%
さぬき市	42人	3%
東かがわ市	33人	2%
三豊市	36人	3%
三木町	24人	2%
直島町	3人	0%
宇多津町	45人	3%
綾川町	10人	1%
琴平町	4人	0%
多度津町	23人	2%
まんのう町	9人	1%
土庄町	20人	1%
小豆島町	10人	1%
県外	68人	5%
計	1338人	100%

緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策

令和3年8月19日
 令和3年8月24日改正
 令和3年8月25日改正

まん延防止等重点措置（別添資料：対策の概要・詳細）

実施期間：8月20日（金）～9月12日（日） 措置区域：高松市

1. 県民への協力要請等（法第31条の6第2項、第24条第9項等）

(1) 外出について

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請
 外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動をとめている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
 特に混雑した場所等への外出は半減するよう呼びかけ
- 特に、他の都道府県との不要不急の移動・往來を自粛するよう協力要請
 県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択をするよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 県外から本県へ来県される方に、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
 別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛し、必要な会食は「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう協力要請（法第31条の6第2項）
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛するよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
 別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 別添3（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
 別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
 （令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
 別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
 （令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
 別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第31条の6第1項、第24条第9項等）

○措置区域以外における飲食店への営業時間の短縮を協力要請（期間：8月27日～9月12日、対象区域：措置区域（高松市）以外の市町）

- 飲食店等以外の政令で定める施設について、営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設）、入場整理等（※）について働きかけ
 - （※）施設の入場者の整理・誘導や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
 - 別添2（再掲）：業種別ガイドライン
 - 別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策
 - 別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請
 - 別添9（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

【措置区域の事業者に対しては、上記に加え、下記事項を要請】（法第31条の6第1項）

- 飲食店への営業時間の短縮を要請、
飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請
- 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用自粛を要請
- 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請
 - （※）入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）、など
- 大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、別添10に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。
 - 別添10（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項
- 事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるものについては、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、イベント参加等を極力控えることについて適切に対応するよう、主催者に協力要請

4. 県有施設等における対応

- 集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等は、原則、休館・休園または利用自粛等の対応（別紙2（省略））
開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。
- 県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請
- 対策期間における県主催の行事・イベントについて、原則、中止・延期（別紙（省略））

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。（営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員に対するPCR検査を実施：別紙（省略））
- 医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。（広域集団接種センターにおいて希望する妊婦を対象とした接種を実施、広域集団接種センターの余剰ワクチンを関係自治体に配分し、高校生への早期の優先接種を推進：別紙）
- 宿泊療養施設の充実を図る。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により計画的に出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。
- 主要駅や高松港、高松空港などでの感染拡大防止に向けた呼びかけを強化する。
- 県立学校等において夏季休業期間の延長等の対応を行う。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）

香川県 まん延防止等重点措置（概要版）

令和3年8月25日改訂

期間：令和3年8月20日（金）～9月12日（日）

③①②④…特措法の根拠条項

協 …協力金の支給対象となり得る

特措法第31条の6第1項、2項

…まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等
事業者への要請には命令・罰則あり（第1項のみ）

特措法第24条第9項

…県民・事業者への感染防止の協力要請等。罰則等なし

	重点措置区域（高松市）	重点措置区域（高松市）以外の地域
飲食店	③① 飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 協 ③① 飲食店に対する酒類の提供（店内持込み）の自粛要請 ③① 飲食が主たる業の店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請 ③① 入場者の整理やマスク着用の徹底などの事業者への要請	②④ 飲食店に対する午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで）の営業時間の短縮の協力要請 協 ※認証店は「通常営業」又は「営業時間の短縮」を選択可能 ②④ 業種別ガイドラインを遵守するよう協力要請
大規模集客施設等	②④ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする協力要請 協 ・1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後9時までとするよう働きかけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ	②④ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする協力要請 協 ・1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後9時までとするよう働きかけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ
イベント	②④ 人数5,000人かつ収容率（大声無100%、有50%）以内とする協力要請（屋内） ②④ 開催時間の短縮（午後9時まで）の協力要請	②④ 人数5,000人かつ収容率（大声無100%、有50%）以内とする協力要請（屋内） ②④ 開催時間の短縮（午後9時まで）の協力要請
外出	②④ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ③① 午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう協力要請 ②④ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請	②④ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ②④ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請
事業者	・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ	・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

飲食店への営業時間短縮の第6次・第7次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

対象	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主 ✓ 小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く	
対象区域	高松市内 【知事が定める区域】	高松市以外の市町
根拠	特措法第31条の6第1項	特措法第24条第9項
実施期間	令和3年8月20日(金)午前0時 ～9月12日(日)午後12時	令和3年8月27日(金)午前0時～ 9月12日(日)午後12時
要請の内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請 ✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る ✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請 ✓ 飲食を主として業としている店舗への『カラオケ設備の利用自粛』を要請 ☆ かがわ安心飲食店認証制度の認証店についても同様の取扱いとする 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請 ✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る ✓ 『酒類の提供』は午後7時まで ✓ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に限り、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を選択可能 → 8月24日までに、認証申請のあった店舗については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能とする(申請を取り下げた場合を除く)

飲食店を経営されている皆様には、7度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第6次・第7次）～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
 [ただし、第7次要請について、準備の都合上等やむを得ない理由により8月27日（金）から時短営業等を行うことが困難な場合、遅くとも8月28日（土）から9月12日（日）まで営業時間短縮等を行うことが支払い要件となります。]

※第7次要請について、深夜営業をされている店舗について、8月28日（土）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

対象区域	高松市内 【知事が定める区域】	高松市以外の市町
協力金の 内容	＜中小企業＞ 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて	
	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 3万円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× 0.4 （上限 10万円 ／日）	2.5万円～7.5万円 ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律 2万5千円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高× 0.3 （上限 7万5千円 ／日） →上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援
	＜大企業＞ ※中小企業においてもこの方式を選択可	
	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日 又は 前年度若しくは前々年度1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額 →上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第6次・第7次） ～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第6次・第7次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、9月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も**第6次（高松市：令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで）**又は、**第7次（高松市以外：令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで）**の間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市内の飲食店 定額 36万円（12日分） 高松市以外の飲食店 定額 22万円（8日分）

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 高松市 8月20日～9月12日
高松市以外 8月27日～9月12日
の時短等要請に全面的に協力いただける事業者
- ✓ 第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第6次又は第7次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること。（売上高減少額方式は選択できません。）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】							本申請受付
時短要請	第1次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12	
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	24日間 12日分		
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間		17日間 8日分	
	いづれかの協力金を支払い済				↑	↑	
					前払い金の対象		

※営業時間短縮協力金（第6次）

早期一部支払いの制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、8月下旬に公表します。

営業時間短縮協力金（第7次）

早期一部支払いの制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、9月上旬に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

令和3年8月25日
経営支援課

Go To Eatキャンペーンに係る本県の対応について

飲食店への営業時間の短縮要請を県内全域に拡大することにあわせ、令和3年8月27日（金）から9月12日（日）までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後8時から午後12時までの時間帯について、県内全域でのGo To Eatキャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼します。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリー及び「かがわ安心飲食店認証制度」による認証店（高松市以外の地域にあるものに限る。）での利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととします。

新型コロナウイルスワクチンについて

有効性

- ・発症(熱、咳)予防効果
約70～95%
- ・感染予防効果を示唆する研究
結果が蓄積されている

(詳細データは別紙)

安全性

- ・接種後の痛み、疲労感、頭痛
接種者の50%以上
- ・筋肉、関節の痛み、下痢、発熱など
接種者の10%以上

いずれの症状も数日以内に回復

- ― 接種後のアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)の発生

→ 予防接種会場や医療機関では医薬品の準備
をしている。専門相談医療機関における相談件数
6月21日時点で相談4件、診療2件

* 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識より

本県における新型コロナワクチン接種の効果

8月1日以降の新型コロナワクチン接種人数と感染者数について検証

(令和3年8月20日時点)

①発症者数による比較 ※有症状者のみ

2回接種済みの者とそれ以外の者での比較

	人数	発症者数	割合	93.3% 減少
ワクチン 2回接種済	301,997	33	0.01%	
ワクチン 1回接種済 又は 未接種	679,264	1,040	0.15%	

約93.3%発症者減少

②感染者数による比較 ※無症状者含む

2回接種済みの者とそれ以外の者での比較

	人数	感染者数	割合	94.1% 減少
ワクチン 2回済	301,997	42	0.01%	
ワクチン 1回接種済 又は 未接種	679,264	1,181	0.17%	

約94.1%感染者減少

香川県の現状

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
640人	487人

8月 累積新規感染者数 (8月24日現在)	7月 累積新規感染者数
1523人	210人

指 標	8月24日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 66.9人 <直近1週間(8/18~8/24) 640人 >
② 感染経路不明者数の割合	44.2% <①の 640人 のうち感染経路不明は 283人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	1.3 <先週1週間(8/11~8/17) 487人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	56.8% <入院患者 133人 / 病床234床>
〃 (入院医療：入院率)	16.7% <入院患者 140人 / 療養者数 838人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	28.6% <重症患者 8人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 87.7人 < 838人 [入院 140人、宿泊療養等 698人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	9.4% <陽性 640人 / 検査数 6779人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

香川県の感染者の状況等（8/1～8/22発生分）

n=1338

パネル2

○性別

男	728人	54%
女	610人	46%
計	1338人	100%

○年代

10歳未満	107人	8%
10歳代	182人	14%
20歳代	341人	25%
30歳代	247人	18%
40歳代	205人	15%
50歳代	155人	12%
60歳代	56人	4%
70歳代	30人	2%
80歳代	12人	1%
90歳以上	3人	0%
計	1338人	100%

【参考】

○療養状況（8/22時点）

入院	164人
宿泊療養	95人
自宅療養	118人
調整中	437人
計	814人

○リンク有無

特定※	735人	55%
不明	603人	45%
計	1338人	100%

○感染経路（上記※内訳）

同居家族	359人	49%
知人との交友活動	158人	21%
職場	123人	17%
親族	58人	8%
医療・介護等施設	6人	1%
保育施設	6人	1%
ビジネス	6人	1%
学校	3人	0%
調査中	16人	2%
計	735人	100%

○県外歴

有	288人	22%
無	1050人	78%
計	1338人	100%

○外食・会食

有	520人	39%
無	818人	61%
計	1338人	100%

○居住地

高松市	726人	54%
丸亀市	151人	11%
坂出市	56人	4%
善通寺市	18人	1%
観音寺市	60人	4%
さぬき市	42人	3%
東かがわ市	33人	2%
三豊市	36人	3%
三木町	24人	2%
直島町	3人	0%
宇多津町	45人	3%
綾川町	10人	1%
琴平町	4人	0%
多度津町	23人	2%
まんのう町	9人	1%
土庄町	20人	1%
小豆島町	10人	1%
県外	68人	5%
計	1338人	100%

香川県 まん延防止等重点措置（概要版）

令和3年8月25日改訂

期間：令和3年8月20日（金）～9月12日（日）

③①②④…特措法の根拠条項

協 …協力金の支給対象となり得る

特措法第31条の6第1項、2項

…まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等
事業者への要請には命令・罰則あり（第1項のみ）

特措法第24条第9項

…県民・事業者への感染防止の協力要請等。罰則等なし

	重点措置区域（高松市）	重点措置区域（高松市）以外の地域
飲食店	③① 飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 協 ③① 飲食店に対する酒類の提供（店内持込み）の自粛要請 ③① 飲食が主たる業の店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請 ③① 入場者の整理やマスク着用の徹底などの事業者への要請	②④ 飲食店に対する午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで）の営業時間の短縮の協力要請 協 ※認証店は「通常営業」又は「営業時間の短縮」を選択可能 ②④ 業種別ガイドラインを遵守するよう協力要請
大規模集客施設等	②④ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする協力要請 協 ・1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後9時までとするよう働きかけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ	②④ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする協力要請 協 ・1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後9時までとするよう働きかけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ
イベント	②④ 人数5,000人かつ収容率（大声無100%、有50%）以内とする協力要請（屋内） ②④ 開催時間の短縮（午後9時まで）の協力要請	②④ 人数5,000人かつ収容率（大声無100%、有50%）以内とする協力要請（屋内） ②④ 開催時間の短縮（午後9時まで）の協力要請
外出	②④ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ③① 午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう協力要請 ②④ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請	②④ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ②④ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請
事業者	・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ	・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

直近 1 週間の累積新規感染者数の状況

(赤色は直近 1 週間の累積新規感染者数が 25 人以上となっている市町)



8 月 2 日現在



8 月 23 日現在